

○社会教育助成事業補助金について

●社会教育助成事業補助金の交付根拠法令
社会教育法第13条

『国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。』

●交付団体のヒアリング結果

	団体名 (出席者)	補助事業等の目的	R7 概算交付額	子どもを対象とした活動の実施状況(R6・R7)	団体の体制・運営に関する課題	課題解決や活動を豊かにするための取組・工夫など
1	佐賀市地域婦人連絡協議会 (会長 光岡 悦子 相談役 原口 廣枝)	子育て支援や青少年健全育成、高齢者福祉等を地域で支えるための研修や実践を通して明るい地域づくりに寄与する。	330,000円	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと一緒に踊りの練習 食育料理講習 みんなで歌を楽しもう会 しめ飾り作り 交通安全マスコット作り 交通安全指導(下校見守り) など 	<ul style="list-style-type: none"> 活動資金の確保 校区によって自治会等からの支援、協力の状況が異なる。 ボランティアの参加依頼や会議等の出席が負担になっているところもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算が減ってもできることを工夫をして活動をしている。婦人会の活動によって様々な知識が得られ、体験をし、友人づくりにつながっている。 非会員も行事への参加を認めており、会員を増やすための入り口として考えている。
2	佐賀市PTA協議会 (事務局 伊東 悦子)	佐賀市内PTA会員連携による研修会等で、団体の質的向上を図り、児童・生徒の育成およびその環境の浄化を目指す。	291,000円	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども110番の家」による見守り活動(全校区取組) 笑顔のコミュニケーション週間(家の中) 「子どもお守り週間」一斉見回り(地域の人) 単位PTAで行う見守り・あいさつ運動(学校) 県下一斉安全指導(保護者、通学路) 三行詩による啓発活動(国語の時間) など 	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの学校で市PTAの役員選出が輪番制になっている。1年交代が増えてつながりが希薄化しており、活動の大切さや楽しさが分かる前に役員を交代してしまう。 メディアによるPTA叩きや会員のPTA活動に対する理解不足 	<ul style="list-style-type: none"> 年4回、会員のための研修会(講演会、レクリエーション大会等)を通じて交流を図っている。 全国大会、九州大会への参加 ホームページをリニューアルした。今後は活動内容を広く紹介していく。
3	佐野常民顕彰会 (理事長 古賀 一彦 事務局長 光吉 一良)	佐野常民の偉業を顕彰し、崇高な博愛精神を甦らせ、その普及と高揚を図る。	55,000円	<ul style="list-style-type: none"> 博愛書道作品展…小学生から高校生までを対象に、「博愛」「平和」「社会奉仕」などの言葉を課題として用いて道徳的価値観や社会貢献意識を育む。 日赤探検隊…クイズラリーやワークショップ、展示見学などを通じて子どもたちが赤十字の活動に関心を持ち、将来ボランティアや社会貢献活動への参加のきっかけとなるよう実施。 ものづくり教室(佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館との共催)…浮沈子、渦泥で作る光る泥団子、しめ飾りなど 	<ul style="list-style-type: none"> 活動資金の確保 会の体制は、理事・評議員を各種団体の代表者によって組織しており、構成団体役員の高齢化と短期の役員交代により、担い手の育成や新しいことを考えるのが難しい。 新しい企画やアプローチの不足により、参加者の新鮮味や関心が薄れてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、川副校区の全自治会員を一般会員として、また、会の趣旨に賛同する地域の企業や校区外の住民には賛助会員として参加してもらっている。博愛書道作品展などの機会をとらえて、校区外の住民にも会の趣旨を紹介し、賛助会員の参加を呼びかけている。
4	佐賀市子ども会連絡協議会 (事務局長 江原 新子)	子ども会の指導者並びにその育成団体相互の連絡提携と子ども会の振興を図る。	1,265,000円	<ul style="list-style-type: none"> 栄の国まつり 子どもみこしパレード 指導者・育成者研修会 スポーツ大会(ドッチビー) 校区自慢プロジェクト など 上部団体(佐賀県子連、九子連、全子連及び他県子連)と連携し、スケールを生かした魅力ある体験活動を企画、実施している。(県子連主催みんなのキャンプ、鳥取県子連とのスキー体験交流会など) 	<ul style="list-style-type: none"> 役員やスタッフの高齢化、人材不足 保護者の参加意識の低下 地域によって子ども会の活動量や参加率に差がある。(地域格差) 隣接校区制度によって地域とのつながりが弱まる。 自治会未加入世帯の増加 	<ul style="list-style-type: none"> LINE等アプリでの情報共有、意見や提案を伝えやすい環境整備につとめる。また、紙媒体と並行してデータを利活用している。(資料送付等) 役員負担の見直し(事業ごとのローテーション制等) 事業によっては、計画段階から子どもが主体的に関わる活動へのシフトを進める。 上部団体との情報共有、共催を積極的に行う。 他団体及び各校区の大きな事業との被りを可能な限り減らすよう、各事業の実施時期を再考する。
5	佐賀市青少年健全育成連合会 (会長 野田 正博)	各校区の青少年健全育成組織との連携を図ると共に、総合的な事業等を実施し、佐賀市の地域における青少年健全育成の醸成を図る。	1,430,000円	<ul style="list-style-type: none"> 子どもへのまなざし一斉街頭活動 青少年健全育成に関する標語募集(審査・表彰) 少年の主張大会(各校区・地区一市全体) 青少年健全育成推進大会、子どもへのまなざし運動推進大会(佐賀市との共催) サガライトファンタジーオープニングパレード まなざしPR隊への参加 声かけ、あいさつ運動(各校区・地区取組) など 	<ul style="list-style-type: none"> 活動資金の確保 人材不足 大和、川副、諸富が中学校区単位で1地区として活動しているが、小規模(小学校区単位)で活動したほうが情報伝達がスムーズにでき、各校区で工夫した活動を計画し実践していくことで、行事に参加する人数も増えると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区単位で活動している地区が小学校区単位で活動できるように働きかけている。 他の団体の活動状況を知りたい。連携して活動できるかもしれない。
6	佐賀子ども劇場 (運営委員長 福田 重満子 事務局長 柿本 由美子)	子どものため優れた芸術を親子で鑑賞し、児童文化の創造発展に努力し、またそれを通じて子どもたちの友情と自主性を育み健全な成長を図る。	55,000円	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や成長発達に合わせた活動を大切にしており、会員は乳幼児部(0～3歳)、低学年部(4歳～小学3年生)、高学年部(小学4年生以上)に所属 定例舞台鑑賞会…プロによる生の舞台芸術を鑑賞。R7は戦後80年に関連した事業を計画。 自主活動…地引網体験、子ども夜市、高学年キャンプ、学習会など 地域や学校に声をかけ、子どもたちに生の舞台芸術を届ける「地域公演」を続けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動資金の確保 運営スタッフの担い手不足 会員数は減っている。子ども劇場がサードプレイスになってほしいと思っているが、つながることに負担を感じている人も多いように感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 企画や準備等も交流の一部と考え、会員同士の交流の機会を増やす。 SNSを活用した情報発信 舞台鑑賞会のためのクラウドファンディングの準備中
7	佐賀市子育てサークル連絡会 (会長 吉村 純子)	子育て世代の支援及び支援活動の普及	742,500円	<ul style="list-style-type: none"> サークル交流会、サークルサポート活動、研修など まんなかサロン(地域親子と中学生の交流) 昭栄中学校と城西中学校の家庭科の授業で開催。特に城西中学校では、本庄子ども園 子育て支援センター「つくしんぼう」の先生、西与賀公民館、民生委員・児童委員、母子保健推進員、ままごっとな(サークル)スタッフから地域ぐるみの協力を得て開催している。事前に生徒が親子への質問を考えたり、一緒に遊ぶおもちゃを作ったり、学校も積極的に協力している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域性が薄れ、参加者が一つのサークルに定着しにくい→ニーズの変化など、感覚を変えていかなければとも思っている。 復職や就園の早まりなどで、サークルに長期で参加する親子が減っている。 各サークルの代表やスタッフの担い手不足 	<ul style="list-style-type: none"> 困り感のあるサークルに出向いて相談に乗る、活動日のサポートを行う。 サークルと地域の協働を促すため、各サークルを対象とした手挙げ方式の補助金を設けた。(地域サークル応援制度) 地域だけではなく、佐賀市全体にも視野を広げて考えていく。 佐賀市関係各課や子育て支援センターとの連携

参考：社会教育助成事業補助金の積算基準等（令和6年度～）

《補助対象団体の考え方》

(1) 既補助団体

青少年を対象とした事業を行っているため、補助対象団体とする。今後も引き続き、有効性・公益性の観点から、新たな基準に合致する団体となっているか確認していく。

(2) 新規補助対象団体

主として、青少年を対象とした事業を行っていること。

地域組織がおおむね20以上あること。

《積算の考え方》

⇒ 構成組織数（地域組織がない場合は1）×55,000円から算出される額を上限とする。

ただし、前年度の補助額を越える場合は、前年度の補助額をベースに、他からの金銭的・物的支援等の有無、繰越金の有無などの財政状況、活動内容を精査して決定する。

⇒ 新規補助の場合は、1年目は上限額に0.5を乗する。

2年目は上限額に0.75を乗ずる。

3年目以降は上限額とする。

※補助金の積算基準等については、3年を目途に定期的な見直しを行う。

素案

佐賀市社会教育の指針

～全ての人自分らしく輝きながら成長できる教育の推進のために～

令和7年9月
佐賀市教育委員会

はじめに

策定の趣旨

令和7年3月に、佐賀市の教育行政の基本的な方向性を示す「第5次佐賀市教育振興基本計画」を策定しました。

また、令和6年2月の公民館のあり方検討委員会からの提言を受け、市民の多様なニーズに対応し、利用者の増加、地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての機能強化を図ることを目的に、公民館を社会教育施設から一般行政施設に移行する一方、人づくり・つながりづくり・地域づくりを基盤とする社会教育事業については、今後も引き続き推進していくこととしました。

そうした中、本指針は、一般行政施設となった公民館を含め、佐賀市のあらゆる社会教育実施主体※1が、これから重点的に推進すべき社会教育の方向を定めるものです。

指針の目的

国において、令和5年6月に「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とした、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す第4期教育振興基本計画を策定されました。この実現に向けて、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められています。

また、第4期教育振興基本計画の策定を受け、令和6年6月に、文部科学省から中央教育審議会に対し、「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」が諮問されました。その諮問では、①社会人のリカレント教育、②障害者の生涯学習、③外国人の日本語学習、④社会教育人材の育成、活用の4点を掲げ、①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策、②社会教育活動の推進方策、③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方について審議されています。

本指針は、本市の社会教育が果たすべき役割・機能をさらに向上させるために、また、社会教育実施主体の運営が有効に行われるためにそのガイドラインとなるものです。

地域を拠点とした社会教育活動の推進を図ることで、人づくり、地域づくりにつながっていくことが期待されます。

指針の期間

第5次佐賀市教育振興基本計画の計画期間は、令和7年度から令和14年度までの8年間となっており、実施計画は前期4年間と後期4年間に分けて、令和10年度に見直しを行うこととしています。本指針も、教育振興基本計画の見直しに応じて、見直しを行います。

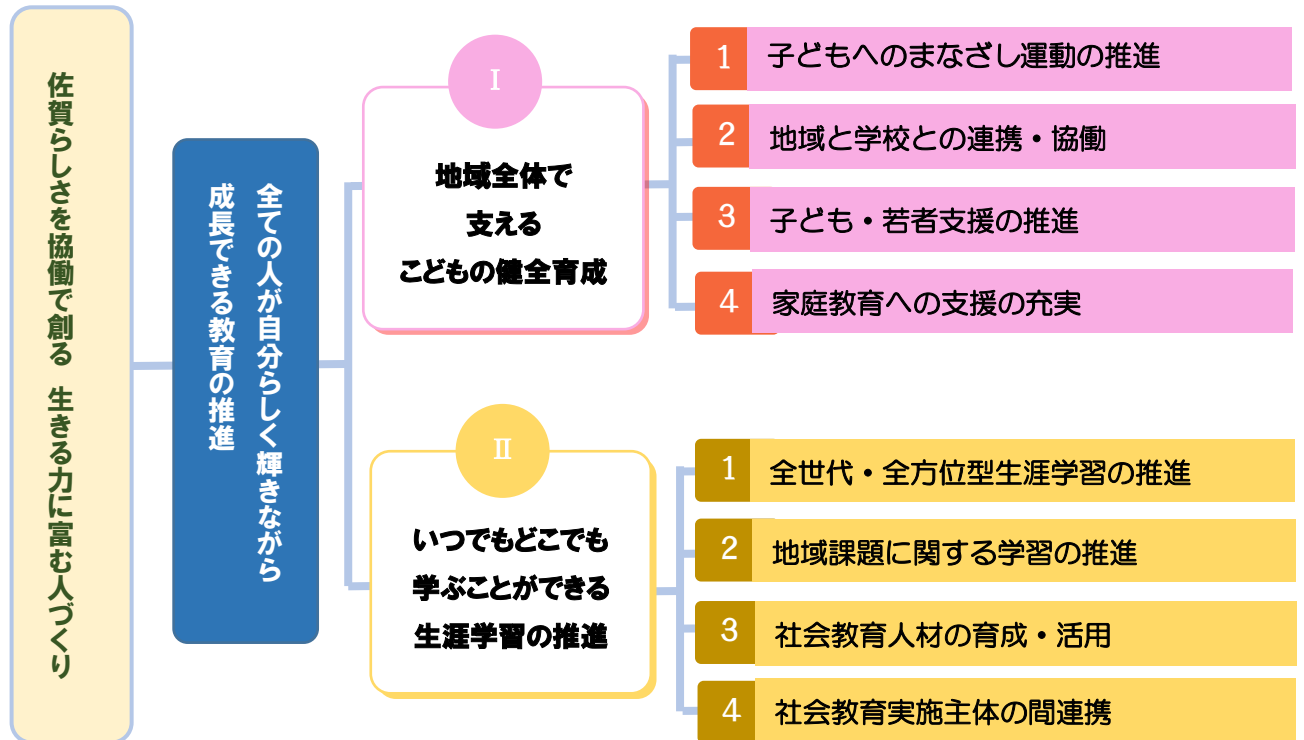
また、法改正や佐賀市の上位計画の見直し等があれば、随時所要の見直しを図ります。

※1「社会教育実施主体」とは佐賀市教育委員会の権限が及び、社会教育を実施する施設を有する機関等をいう。

社会教育推進のための施策の体系

教育振興基本計画
基本目標・基本方針

社会教育の指針



I 地域全体で支えるこどもの健全育成

子どもの権利を尊重するとともに、子どもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し策定された「こども基本法」や、多様化する教育の基礎となる場である「家庭」のあり方などの変化に対応するため、企業や地域社会を含めた、全ての大人が、子どもの育ちに関心を持ち、子どもの幸せを何よりも優先する社会へと社会全体の構造や意識を変えていくよう取り組んでいきます。

1 子どもへのまなざし運動（市民総参加子ども育成運動）の推進

全ての大人が子どもの権利を尊重し、社会全体で協力して子どもの育ちを支えるために、平成20年度から「子どもへのまなざし運動」に取り組んでいます。子どもを育む4つの場「家庭」「地域」「企業等」「学校※2等」における具体的な取組を展開するとともに、4つの場が相互にまたは全体と連携を図ります。

また、この運動では、子どもが有する様々な権利を尊重することを大前提に進めていきます。

重点事業 市民性をはぐくむ教育

地域活動などにおいて、子どもに出番、役割を与え、大人の適切な支援によりこれをやり遂げさせ承認を与えるという取組みを繰り返していきます。

こういった社会体験、集団活動をとおり、他者への感謝、思いやり、ボランティア等の社会貢献意識、身近な集団に進んで参加する意識、地域社会の一員としての自覚、自治意識を身につけさせます。

これにかかわる大人も同様な意識を醸成していくことが必要です。

(1) 教育委員会の主な役割

- 運動全体の統括を行う。（市民総参加子ども育成運動推進委員会の開催）
- 全市的な普及啓発事業を実施する。（様々な媒体での情報発信、広報紙の配付、イベントの開催、出前講座の実施等）
- 社会教育実施主体・地域、住民団体等の活動支援を行う。
- 教育委員、社会教育委員、教育委員会各課、市長部局各課（こども未来部、地域振興部など）、学校、社会教育実施主体等が連携するための施策を実施する。

※2 本指針における「学校」とは、公立学校だけでなくあらゆる学校を指す。

(2) 社会教育実施主体の主な役割

<場の提供>

- 地域の大人と子どもがふれあう場を創出する。(既存の活動に子どもの出番、役割を入れる。)
- 地域の各種団体・サークルなどの交流や情報交換の場を設ける。

<活動支援>

- 地域の様々な活動の中に大人自身が市民性(共同社会の一員として的人格形成)を理解し、子どもたちに身につけさせていくような要素を組み込んでいく。
- 学校や地域の各種団体間の連携を図るためのコーディネートや重層的に子どもをはぐくむ活動が展開されるような地域体制の構築を支援する。
- 各種事業が「子どもへのまなざし運動」に該当する場合は、運動と位置づけて取り組む。
- 家庭・地域・企業・学校は、交流を図りながら連携を構築する。

<学習機会の提供>

- 様々な機会を通し、パンフレット等を活用し、地域住民の方に対するまなざし運動の理解を深める。

<文化創造>

- 学習活動の発表の際には、子どもにも育ちにに応じた出番・役割を与えるなど、子どもたちと一緒に取り組むよう促す。

<相談>

- まなざし運動推進室と連携を図りながら、運動の気運を高めていく。

<情報収集・発信>

- 広報誌、ホームページ等により、大人が子どもへのまなざし運動に取り組んでいる様子を発信する。

2 地域と学校との連携・協働

地域と学校が連携・協働して様々な活動を行うことで、子どもたちが地域全体で見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進します。

重点事業 地域学校協働活動推進事業

「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、社会全体で子どもたちの成長を支えていくため、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動です。

この活動を推進することにより、子どもたちの社会貢献意識、地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上、教員の地域・社会への理解の促進、地域の教育力の向上、活動を通じた地域の課題解決や活性化など、子ども、学校、地域それ

それに対してさまざまな効果が期待できるものとなっています。

(1) 教育委員会の主な役割

- 学校と地域のつなぎ役となる「地域学校協働活動推進員」、「地域教育コーディネーター」を配置し、学校と地域が一体となって子どもを育むことができる環境づくりを推進する。

(2) 社会教育実施主体の主な役割

<場の提供>

- 子どもたちに様々な体験活動やボランティア活動の機会を提供する。
- 地域の各種団体・サークルなどの交流や情報交換の場を設ける。

<活動支援>

- 地域の様々な活動の中に大人自身が市民性（共同社会の一員として的人格形成）を理解し、子どもたちに身につけさせていくような要素を組み込んでいく。
- 学校や地域の各種団体間の連携を図るためのコーディネートや重層的に子どもをはぐくむ活動が展開されるような地域体制の構築を支援する。
- 家庭・地域・企業・学校は、交流を図りながら連携を構築する。

<文化創造>

- 学習活動の発表の際には、子どもの育ちに應じた役割を与えるなど一緒に取り組むよう促す。

<相談>

- まなざし運動推進室と連携を図りながら、活動を推進していく。

<情報収集・発信>

- 広報誌等により、地域と学校を結ぶ実践事例を発信する。

3 子ども・若者支援の推進

子どもたちのインターネット利用時間の増加や、低年齢化が問題となっている中、子どもたちをインターネット上のトラブルや犯罪から守るために、インターネット内の見守り活動を実施するとともに、子どもと保護者に向けて安全な利用等に関する啓発を行います。

また、ひきこもりや不登校、ニート等の悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族については、従来からの窓口での相談支援に加え、アウトリーチによる寄り添い支援やオンラインを活用した支援など、関係機関・団体等と連携しながら、多面的でかつ長期的な支援体制を継続していきます。

(1) 教育委員会の主な役割

- 市役所各課、NPO等と連携し支援対象者の学校復帰や社会復帰を支援する。
- 子ども・若者支援専門官によるインターネット内見守り活動等による青少年の安

心・安全な環境整備を行う。

- 各校区にまなざし育成委員を委嘱し、市内全域で街頭見守り活動を実施する。

(2) 社会教育実施主体の主な役割

＜場の提供＞

- NPO との連携により、困難を抱えた若者に居場所を提供する。
- 中高生の居場所づくりとなる場を提供する。
- 不登校の子どもが安心して過ごせる場を提供する。
- 図書館は、子ども・若者にとって居心地のいい安心できるサードプレイスとしての場を提供する。

＜活動支援＞

- 子ども・若者問題についての情報交換会を行うなど地域内での共通理解を図る。

＜学習機会の提供＞

- 学習活動へ子ども・若者の参加を促す。
- 高校生や大学生等、若者の参画による学習機会を創出する。

＜文化創造＞

- 地域行事へ子ども・若者の参加を促す。
- 子ども・若者と地域の大人との意見交換等により、世代間交流を促す。

＜相談＞

- ひきこもり、不登校、ニートなど相談があった場合には、関連機関へつなげる。

＜情報収集・発信＞

- 活動の様子を館報等により情報発信をする。

4 家庭教育への支援の充実

多様化する教育の基礎となる場である「家庭」のあり方などの変化に対応し、育児の孤立化を防ぐ仕組みづくりや親の育ちを支援するとともに、「社会全体での子育て」への意識醸成を推進します。

(1) 教育委員会の主な役割

- 家庭教育力の向上を図るため、家庭教育講座講師による講座を開催し、保護者の家庭教育に関する理解・関心を深める。
- 育児の孤立化を防ぐため、子育て中の保護者同士・支援者のつながりを作るプログラムを実施する。

(2) 社会教育実施主体の主な役割

＜場の提供＞

- 子育て中の親子、親同士、親予備軍世代等お互いに出会う場、ふれ合う場、また心のサポートをする場づくりとサポートする方のコーディネートを行う。

<活動支援>

- 家庭教育支援者の活動を支援したり、新たな人材を発掘する。
- 子育てサークル等の活動を通して参加する保護者が育ち合える取り組みを支援する。

<学習機会の提供>

- 親の役割やしつけのあり方などについて学ぶ機会、家庭教育・子育て支援のための情報提供や広報啓発活動に努める。

<文化創造>

- 活動の様子を発表する場を準備する。

<相談>

- 育児相談に対しての専門機関へのつなぎ役を果たす。

<情報収集・発信>

- 館報等により家庭教育支援活動の内容を発信する。

Ⅱ いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の推進

人生100年時代といわれる中、学びにより、一人ひとりの生活に潤いがあるよう、県や大学等他機関との連携により、学びたい人へ学びたいことを届ける学びのマッチング（プッシュ型）機能や学びたいことを自分で選べる学習機能を充実させていきます。

1 全世代・全方位型生涯学習の推進

人生100年時代といわれる中、子どもも大人も、好きなときに好きな場所で学び、生きがいを持って暮らしていくために、あらゆる年代、障害を持つ方や外国人などあらゆる属性の市民、社会人になっても学び続けたい人等に対し、学びたい人へ学びたいことを届ける学びのマッチング（プッシュ型）や学びたいことを自分で選べる学習機能の充実を図ります。

そのためには、市民が求めているニーズを把握して、状況に応じて情報を提供しながら、社会教育実施主体での社会教育活動について発信することが求められています。

また、学びが多様化していく中、デジタルコンテンツを上手く活用できないことによる情報格差解消に向け、公民館等でデジタル講座を実施し各種情報を提供していきます。

（1）教育委員会の主な役割

- 社会教育事業評価による各社会教育実施主体への提案・助言を行う。
- 社会教育推進に関する職員研修を実施する。
- 社会教育関係の外部研修等への職員参加を促す。

- 職員が研修に参加しやすい環境を整備する。
- 市役所各課、NPO等と社会教育実施主体との連携を支援する。
- 全市的な学習情報の収集・提供を行う。

(2) 社会教育実施主体の主な役割

<場の提供>

- 気軽に寄れる雰囲気づくりを行う。
- 市民の協働活動の場や相互に話し合い、学び合える場を意識的に設定する。

<活動支援>

- 社会教育施設等で活動している団体が発信する情報コンテンツにも、積極的に発信してもらうよう促す。

<学習機会の提供>

- 多くの市民が集まる機会を捉え、学習情報を発信する。
- 市民ニーズに応じた学習内容や時間帯を工夫する。
- デジタルコンテンツ活用促進のための講座等を実施する。
- YouTube 等による主催講座のアーカイブ化等により、市民がいつでもアクセスできる学習機会を提供する。

<文化創造>

- イベントや地域行事等で団体やサークルが学習活動を発表した様子を発信する。

<相談>

- 相談を受けた情報について、内容により積極的に情報発信に努める。
- 主体的に学習したい市民からの相談に対し、助言や協働など支援を行う。

<情報収集・発信>

- 地域の学習ニーズの把握をアンケートなどにより定期的に行う。
- 社会教育活動内容も含めたPR、広報、ホームページの内容充実を図る。
- ICTを活用した情報発信を行う。

2 地域課題に関する学習の推進

市民一人ひとりが生涯を通じて学び育ち合う機会を提供し、生きがいづくりや自己啓発を図るとともに、各々の学びを地域のまちづくりや様々な課題の解決に活かし、地域も共に育つ仕組みづくりを図っていきます。

また、学びたい市民のニーズや地域課題に対応するため、多様な学習機会を提供するとともに、学習の成果が地域づくりや地域課題解決につながるよう、地域団体と学校、NPO法人、企業等との連携を図る取組を推進していきます。

(1) 教育委員会の主な役割

- 社会教育事業評価による各社会教育実施主体への提案・助言を行う。

- 事業評価によって明らかになった各社会教育実施主体の強みや特性を、共有し、水平展開を図る。
- 社会教育推進に関する職員研修を実施する。
- 市役所各課、NPO等と社会教育実施主体との連携を支援する。
- 社会教育実施主体、地域、住民団体等の活動を支援する。(情報提供、提案・助言等)

(2) 社会教育実施主体の主な役割

<場の提供>

- あらゆる世代の市民が交流できるような場作りを行う。
- 地域課題を出し合える場を創出する。

<活動支援>

- 単位自治会等各種団体の課題解決に対する支援を行う。
- 災害時に自主避難があった場合の避難者への対応や避難所が開設された際の避難者への対応及び関係機関との連絡調整を行う。

<学習機会の提供>

- 地域団体の組織づくりへの支援や、団体運営についての学習機会を提供する。
- 現代的課題に関する講座等の学習事業を実施していく。
- 主催講座や地域住民が会合する機会などを捉え、その中に地域課題に関する学習を盛り込んでいく。できるだけ楽しみながら学べる工夫をする。
- 図書館が実施している団体貸し出しなどを積極的に活用し、地域住民の学習意欲を高めていく。
- 地域の状況にあわせて、どのような学習が必要か検討する。
- 学習機会を提供する際には、高齢者、障害者、外国人等、社会的に制約のある人が参加できるよう配慮を行う。
- YouTube等による主催講座のアーカイブ化等により、市民がいつでもアクセスできる学習機会を提供する。

<文化創造>

- 学習した課題を社会に還元する場をつくっていく。
- 学習した成果を発信する機会をつくる。

<相談>

- 防災、環境、健康、高齢者問題など専門的な知識が必要なものが多いため、相談窓口となり市役所各課や専門機関との連携をしていく。

<情報収集・発信>

- SNS等ICTを活用した情報発信を行う。
- 地域課題について分かりやすいパンフレットを作成したり、収集したりして、様々な機会を通じて啓発する。
- 時代の変化を見通して、地域住民では気づけないようなニーズを投げかけていく。

3 社会教育人材の育成・活用

社会教育主事講習等の学習成果が、行政、学校、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用され、連携・協働して人づくりや地域づくりに活躍していくことを図るため、令和2年の社会教育主事講習等規程改正により、社会教育士の称号が新設され、教育委員会から発令される社会教育主事でなくとも、講習修了者は社会教育士と称することが可能となりました。このことにより社会教育人材の質的な向上と量的な拡大が図られ、今後はより多様な人材が社会教育に参画してくることが期待されます。

地域の社会教育活動及びコミュニティ活動のリーダーとして、このような人材の育成・活用を図り、地域の教育力を高めます。

(1) 教育委員会の主な役割

- 社会教育主事の発令を行う。
- 社会教育主事講習への職員等の派遣を行う。
- 社会教育士等社会教育人材のネットワーク化を推進する。(県ネットワーク含む)
- 社会教育主事講習受講希望者への支援を行う。(情報提供、手続支援等)
- 社会教育実施主体の職員の研修を行う。
- 社会教育関係の外部研修等への職員参加を促す。
- 職員が研修に参加しやすい環境を整備する。
- 社会教育実施主体への情報提供を行う。

(2) 社会教育実施主体の主な役割

- 地域に存在する専門性の高い人材(社会教育士、社会福祉士、防災士等)の情報収集を行う。
- 地域人材バンク等、社会教育人材活用の仕組みづくりを検討する。
- 専門性の高い人材の社会教育や地域活動への参画を促す。
- 職員は社会教育関係の研修等に積極的に参加する。
- 企業のCSR事業の一環として、地域課題に応える活動等連携を図る。
- 民間教育事業者やNPO等と連携し、社会教育施設等における教育機会を提供する。

4 社会教育実施主体間の連携

公民館、図書館、星空学習館、金立教育キャンプ場などの社会教育実施主体間での情報共有を強化し、それぞれの施設の特性を生かした社会教育活動を推進します。

また、大学、アバンセ等県の施設、地域の学校や企業との協力や、デジタル技術を活用したオンラインでの資源共有やプログラム参加を可能にするなど、学びの場を多様化し、より幅広い層の市民がアクセスできるよう取り組みます。

(1) 教育委員会の主な役割

- 社会教育事業評価により各社会教育実施主体へ提案・助言を行う。
- 事業評価によって明らかになった各社会教育実施主体の強みや特性を、各主体と共有し、水平展開を図る。
- 社会教育推進に関する職員研修を実施する。
- 大学や県の施設等他機関の学習情報の収集・提供を行う。
- 大学等が行うリカレント教育の情報の収集・提供を行う。
- 社会教育委員の会議、教育委員と社会教育委員の意見交換会等で推進方針等を協議する。

(2) 社会教育実施主体の主な役割

- 専門性の高い施設（図書館（レファレンス機能、知的所有権等）、星空学習館（天文）、金立教育キャンプ場（野外体験活動））が持つ情報や資料を講座等で積極的に活用する。（講師招聘等を含む。）
- デジタル技術を活用し、オンラインでの講座等を企画するなど、地域の垣根を超えた参加が可能となる学習機会を提供する。
- 他施設と協働で事業を実施する。
- 公民館は、小学校単位だけでなく、中学校単位等での事業実施を検討する。
- 市民から学習相談があった際、他機関で実施している学習情報を提供する。
- 図書館は、地域・公民館等での人づくり・地域づくりに関する教育・学習を支援する。